

兵庫県中央会の団体割引保険制度を 最大限にご活用下さい —業務委託制度のご紹介—

業務委託制度とは、保険募集に協力いただいた組合へ協力手数料をお支払いする制度です。

◆組合にとってのメリット

年間保険掛金に応じた加入促進手数料を毎年お支払いいたします。詳しくは下部をご覧ください。

◆組合員様にとってのメリット

中央会の団体割引を適用することで、個人で加入するより最大52%の割引になる場合もあります。
(割引率は各商品、契約状況等により異なります。)

★中央会の団体割引保険制度は中小企業が組合に加入することで利用できる権利の一つです。

是非とも組合員様へ組合加入メリットを還元してあげてください。そして組合財源確保のためにも導入をご検討下さい。

■傷害保険の場合 年間掛金の2%

対象保険会社、商品名	三井住友海上火災保険株式会社	Jプラン
	株式会社損害保険ジャパン	業務災害補償制度
	東京海上日動火災保険株式会社	経営ダブルアシスト
	日本興亜損害保険株式会社	業務災害補償制度
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	業務災害補償プラン

例) 年間保険料20万円の傷害保険に ⇒ 保険契約期間中、毎年4,000円を組合へお支払い
組合員様にご加入いただいている場合 いたします。

※加入促進手数料は毎年4月1日～3月31日までの期間にお支払いいただいた対象保険の保険料総額に対し、7月に兵庫県中央会より組合へ手数料をお支払いいたします。

■生命保険の場合 年間掛金の1%

対象保険会社、商品名 三井生命保険株式会社 オーナーズプラン、パートナーズプラン

※①新規契約②一般契約から団体契約に転換した契約について支払い手数料を算出するものとする。

例) 年間保険料20万円の生命保険に ⇒ 保険契約期間中、毎年2,000円を組合へお支払い
組合員様にご加入いただいている場合 いたします。

※加入促進手数料は毎年4月1日～3月31日までの期間にお支払いいただいた対象保険の保険料総額に対し、4月に兵庫県中央会より組合へ手数料をお支払いいたします。

組合員様への団体割引保険制度の普及推進にご協力下さい。個別商品のご説明には各保険会社担当がお伺いいたします。

★お問い合わせ先 兵庫県中小企業団体中央会 支援部 TEL:078-331-2045